

丸亀市地域ケア会議設置要領

丸亀市健康福祉部高齢者支援課

(趣旨)

第1条 高齢者が住み慣れた地域で、自分らしく、自立した生活を送れるよう「地域包括ケア」を推進することを目的に、丸亀市地域ケア会議（以下「地域ケア会議」という。）を設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の構成)

第2条 地域ケア会議は次の会議により構成される。

- (1) 地域ケア個別会議
- (2) 地域ケアコミュニティ会議
- (3) 地域ケア推進会議

(地域ケア個別会議)

第3条 地域ケア個別会議は、地域で課題を抱えている高齢者の個別事例について解決に向けた検討を行うために、丸亀市健康福祉部高齢者支援課地域包括支援センター（以下「地域包括支援センター」という。）が開催する。

- 2 地域ケア個別会議で検討する事例は、地域ケア会議の目的を達成するうえで有効と考えられるものを、地域包括支援センターが選定する。
- 3 地域ケア個別会議の参加者は、高齢者個別の課題を検討するにあたり必要な者を、地域包括支援センターが開催ごとに選定する。
- 4 その他必要なことは別に定める。

(地域ケアコミュニティ会議)

第4条 地域ケアコミュニティ会議は、小学校区又は中学校区単位で、高齢者が抱える課題の解決に向けた検討を行うために、地域包括支援センターが開催する。

- 2 地域ケアコミュニティ会議で検討する事例は、地域性や検討する課題に応じ、地域包括支援センターが選定する。
- 3 地域ケアコミュニティ会議の構成員は、課題を検討するにあたり必要な者を、地域包括支援センターが決定する。
- 4 その他必要なことは別に定める。

(地域ケア推進会議)

第5条 地域ケア推進会議は、全市の高齢者が共通して抱える課題の解決に向けた検討を行うために、丸亀市が開催する丸亀市地域包括ケアシステム推進協議会において行うものとする。

(秘密の保持)

第6条 地域ケア会議に出席した者は、会議を通じて知り得た個人の秘密に関する事項について、他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 地域ケア会議の庶務は、地域包括支援センターが行う。

附 則

この要領は、平成28年4月26日から施行する。

(参考) 改正 介護保険法

第 115 条の 48

市町村は、第百十五条の四十五第二項第三号に掲げる事業の効果的な実施のために、介護専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員その他の関係者、関係機関及び関係団体（以下この条において「関係者等」という。）により構成される会議（以下この条において「会議」という。）を置くように努めなければならない。

- 2 会議は、要介護被保険者その他の厚生労働省で定める被保険者（以下この項において「支援対象被保険者」という。）への適切な支援を図るために必要な検討を行うとともに、支援対象被保険者が地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制に関する検討を行うものとする。
- 3 会議は、前項の検討を行うために必要があると認めるときは、関係者等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 4 関係者等は、前項の規定に基づき、会議から資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。
- 5 会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、会議が定める。

第 205 条

(略) 第 115 条の 48 第 5 項の規定に違反した者は、1 年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。